

柄に触れられるところにある。一読すれば、様々な「発想」が引用されている受講生たちの幸せが十二分に想像できるようになる一冊なのである。

西川伸一著

『裁判官幹部人事の研究』

—「経歴的資源」を手がかりとして—

(五月書房 二〇一〇年)

小山田 朋子

本書の筆者の専門とする領域は国家論である。本書では、裁判官人事の研究が一つの国家論として立ち現れる。すなわち日本という国家を司法における人事の慣習の分析をつうじて説明しようと試みる。

このような裁判官人事の研究としては、さまざまな先行研究がある。たとえば新藤宗幸は、最高裁事務総局を牙城とする「司法官僚」に焦点をあて、彼らの育成システムと司法界支配の実態を克明に分析している。また潮見俊隆は、現職裁判官の経歴調査から裁判官の二極分化傾向をあぶり出した。潮見は当時の一二一九人の経歴調査から裁判官の二極分化傾向を主張した。つまり「現場を離れ最高裁事務総局で司法行政に携わる裁判官と全国の裁判所を異動して裁判実務に従事する裁判官という二つのグループが、はっきり確認され

る」という。裁判官の人事における特定のキャリアパスの存在が提示され、「後者のグループに属する裁判官がキャリアの途中から前者のグループに「移籍」することはまずない」とする。この潮見仮説は、その後の追跡調査から有効性が認められている。

しかし、簡裁判事を除いても二七〇〇人近くいる裁判官を二つにしか分類しないのでは、司法官僚とその経歴について、AになるにはBを必要とする、つまりAになるためにはBである必要があるとしかいえない。そこでもっとこまかな分類をすれば司法官僚の各ポストとその就任者の経歴の複雑な因果関係を明らかにすることができないのではないかと筆者は踏み込んだ。

こうして、本書では、最高裁事務総局の「局付・課長の経歴的資源の有無でまず裁判官をS級とA級・B級に分ける。すなわち、S級は司法官僚グループに、A級とB級は実務裁判官グループにほぼ対応する」。さらにS級を三つに分類し、官房局の局付と課長の両ポスト経験者をS級一斑、官房局でない方の局付と課長の両ポストを経験した者をS級二班、その片方のみを経験した者をS級三班に分類した。また事務総局勤務がない者をA級・B級に分け、A級は大都市勤務・

高裁勤務が長い恵まれた裁判官たち、B級はそれ以外の裁判官たちとした。A級一班は最高裁調査官もしくは司法研修所教官、または判検交流などで行政省庁等に勤務した経験のある者、A級二班は上記の三ポストの経験がなく大都市地裁・高裁勤務が長い者であり、それらの三ポストの経験がないA級二班以下がたたき上げの実務裁判官ということになる。B級の分類では、裁判長の経験がある者がB級一班で、ない者がB級二班である。このようにS級一班、S級二班、S級三班、A級一班、A級二班、B級一班、B級二班の七つの級班区分に裁判官を分類している。本文中の二四ページにあるこの分類表こそ筆者の独創であり、それによって最高裁長官の人事から地家裁裁判所人事までのすべての人事を洗い出している。

分析結果の一部を挙げると、たとえば高裁長官の人事では、級班区分ではS級が六割程度を占めるが、A級二班に分類される裁判官も一〇七人中一五人おり、健闘しているといえる。つまり高裁長官ポストは、たたき上げの実務裁判官が望める最高ポストであることがわかる。また、二〇九ページ以降の基礎資料一覧では、最高裁、最高裁事務総局だけでなく、はじめて高

裁長官、地家裁所長の人事まで詳細に調べ上げている。筆者は、裁判官はどのような存在であるべきかを次のように考察する。裁判官はそもそも上意下達になじまない、高度の知的専門職であるプロフェッションであるべきである。「同じプロフェッションとして、医師、弁護士、大学教員などの研究者が考えられる。しかし、裁判官ほどプロフェッションらしからぬ厳格なヒエラルヒーが存在するプロフェッションはあるまい」。改善のための施策として、先行研究の提言・構想も参照しつつ、最高裁事務総局に中央集権化された権限の分散を提案する。

本書は、上述のように、①裁判官を級班区分により七つに分類した。②はじめて高裁・地家裁の所長人事まで分析対象を広げ、ひとりひとりの人事資料からキヤリアパスをあぶり出した。これによって、本書は今後、司法と裁判官人事の関係を研究する者にとって避けて通れない研究書となった。

(文中のカギ括弧内は本書の引用である)

## IV OOB近景